

議案第 6 5 号

京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について

京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 6 年 6 月 1 7 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

本市の厳しい財政状況等に鑑み、市長、副市長及び教育長の給与を令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 3 月末日まで減額するため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（平成16年京丹後市条例第69号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和6年8月1日から令和7年3月31日までの間に支給する市長、副市長及び教育長の給料月額及び期末手当の額に関する特例）

32 令和6年8月1日から令和7年3月31日までの間に支給する市長、副市長及び教育長の給料月額及び期末手当の額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に、市長にあつては100分の10、副市長及び教育長にあつては100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。

京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例(平成16年京丹後市条例第69号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 平成16年4月1日 条例第69号 本則 (略) 附 則 1～31 (略)	京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 平成16年4月1日 条例第69号 本則 (略) 附 則 1～31 (略) <u>(令和6年8月1日から令和7年3月31日までの間に支給する市長、副市長及び教育長の給料月額及び期末手当の額に関する特例)</u> <u>32 令和6年8月1日から令和7年3月31日までの間に支給する市長、副市長及び教育長の給料月額及び期末手当の額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に、市長にあっては100分の10、副市長及び教育長にあっては100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。</u> <u>附 則</u> <u>この条例は、令和6年8月1日から施行する。</u>